

ご存知ですか？

ジェネリック医薬品

市では、「ジェネリック医薬品希望カード」を作成し、国民健康保険、長寿医療保険の保険証更新の際に同封します。医療機関で受診する際にカードを出すことで、「ジェネリック医薬品を処方してもらいたい」という要望を伝えることができます。希望する場合は、ぜひカードをご利用ください。

※院内処方の場合でも、医師の判断によりジェネリック医薬品の導入を実施しています。しかし、在庫がない場合は院外処方となる場合がありますので、「ご了承ください」。また、処方せんに医師の署名または押印がある場合、ジェネリック医薬品への変更ができませんので、「ご注意ください」。

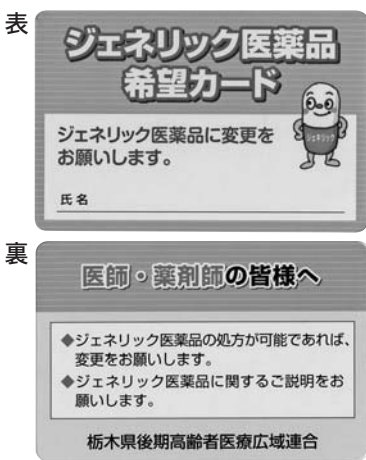
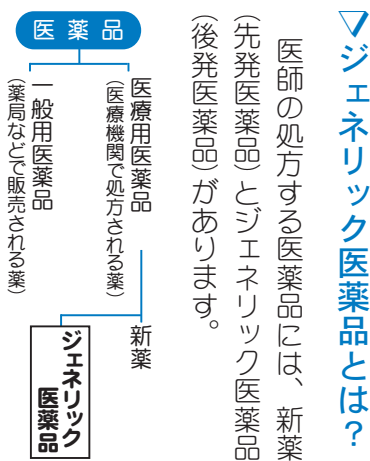


表
裏

長寿医療保険のジェネリック医薬品希望カード。
国民健康保険のカードも同じ内容です。



ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間（20～25年）が過ぎた後、厚生

労働省の承認を受けて、ほかの製薬メーカーから発売される薬の総称で、新薬と同じ成分、ほぼ同じ効き目で、新薬より低価格となっています。また、安全性についても国の審査で確認されています。

ジェネリック医薬品使用上の注意

- 薬の形や色、味は新薬と異なる場合があります。
 - 個人によって効き目に差があることがあります。
 - 現在、病気の種類によっては、新薬での治療を必要とするものがあります。
 - 開発されて間もない薬には、まだジェネリック医薬品はありません。
- ※必ず主治医へご相談の上、ご利用ください。

▽ジェネリック医薬品を使うと何がいいの？

新薬からジェネリック医薬品に替えると、薬代の自己負担がかなり軽くなります。なぜなら、短期間で服用しない薬の場合はあまり変わりませんが、生活習慣病（脂質異常症や高血圧症、糖尿病など）などの慢性的な病気で、長期間にわたって薬の服用が必要な人の場合、大きく変わる可能性があります。

10月より、市県民税が公的年金から特別徴収されます。（その3）

- ◆特別徴収とは◆
市県民税を年金などから引きとして市に納める制度です。
- ◆普通徴収とは◆
市県民税を納付書や口座振替などで市に納める制度です。

Q&A

- Q1 市県民税の納税通知書が届きました。給与からも、市県民税が特別徴収されているのですが、二重徴収ではないですか？
- A1 二重徴収ではありません。今回お送りした通知書でお支払いいただく分は、年税額（合計額）から、給与から特別徴収される額を差し引いた分になります。
- Q2 今年初めて市県民税の納税通知書が届きました。給与から引かれ

ているので、昨年まで届いたことがないので、どうしてですか？

A2 昨年末までは、公的年金収入にかかる分の市県民税も、給与から一緒に特別徴収することができましたが、今年度より給与から特別徴収することがなくなりました。このため、公的年金収入にかかる分について、納税通知書を発送しました（65歳未満の方も同じです）。

Q3 来年の4月・6月・8月分の特別徴収税額も記載されていますが、合計すると年税額より高くなりますか？

A3 その税額は、来年度分の市県民税の仮徴収税額になります。今年度分の市県民税は、来年の2月分までになります。

※仮徴収税額の詳細については、下記をご覧ください。

Q4 6月の通知では、年金から特

広報にっこう6・8月号でお知らせしましたが、10月より、市県民税が公的年金から特別徴収されます。今回は、Q&A方式によりご説明します。

税務課 市民税係
☎(21)5113

- 別徴収されることになっていたのに、今回届いた通知では、普通徴収に変わっているのはどうしてですか？
- A4 特別徴収が中止になったためです。特別徴収が中止される場合としては、
- ①日光市から転出した場合
 - ②修正申告などにより市県民税額が変更となった場合
 - ③年金の支給額より徴収税額の方が多かった場合
 - ④本人が亡くなった場合
- 以上のことなどがありますが、詳細についてはお問い合わせください。なお、特別徴収できなかった税額については、普通徴収になります。

年金から特別徴収される市県民税は、公的年金にかかる分のみです。前年、公的年金以外に収入があった方は、その分の市県民税について、給与からの特別徴収が、普通徴収になります。

市県民税の「仮徴収税額」について

市県民税の税額は、毎年度6月に確定（通知）します。その後、社会保険庁などの年金支払元に特別徴収を依頼するため、その年度の特別徴収は10月支払分からとなります。

例えば、年税額12,000円の市県民税を10・12・翌年2月支払分の3回で特別徴収すると、1回当たりの徴収税額が4,000円になります。しかし、4・6・8月支払分から徴収することにより徴収回数が6回となり、1回当たりの徴収税額は2,000円になります。

このように、1回当たりの徴収税額をなるべく少なくするという考えにより、「仮徴収」をしています（介護保険料などの仮徴収もこれと同じ考えです）。

市県民税の「仮徴収税額」は、前の年度の2月分と同じ額を4・6・8月支払分から徴収します。その税額は、前年6月の通知に前もって記載しています。市県民税の年税額が前年度よりも少なくなり、仮徴収税額の合計が、確定後の実際の市県民税の年税額を上まわった場合は、差額をお返しします。



くわしくは
保険年金課 ☎(21)5110



▽ジェネリック医薬品はなぜ安いのか？

医薬品として国の製造許可を受け、長期の研究に多くの費用が必要となります。したがって、新薬の価格には、その費用が反映されます。しかし、ジェネリック医薬品の場合、新薬の特許期間が過ぎた後に発売するため、新薬より開発費が少なくて済み、ほとんどが低価格となっています。

ジェネリック医薬品を希望する場合、健康保険証や診察券と一緒に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示し、必ず医師や薬剤師にご相談ください。